

被扶養者確認調書についてのQ&A

被扶養者確認調書で問合せの多い事例につきまして、下記にまとめましたので参考にしてください。

Q 1 認定対象者の収入が年間130万円：月108,334円（19歳以上23歳未満は年間150万円：月125,000円、60歳以上は年間180万円：月150,000円）以上となったときは？

A 1 被扶養者の認定基準額を超えているため扶養から削除となります。
なお、7月～9月の3ヶ月平均で月108,334円（19歳以上23歳未満は月125,000円、60歳以上は月150,000円）以上の収入がある場合は、年間130万円（19歳以上23歳未満は年間150万円、60歳以上は180万円）以上の収入見込みがあると判断しますので扶養から削除してください。

【注意】年間収入の考え方について

事実発生日時点に得る金額が向こう1年間続くであろうとする推計（見込み）収入を指します。所得税法上の対象期間とは異なりますのでご注意ください。

Q 2 認定対象者の収入が被保険者の総収入の1/2以上となったときは？

A 2 扶養から削除となります。
被保険者に給与収入以外の収入（年金等）があるときは、別途、被保険者の収入状況がわかる書類（年金振込通知書の写し等）を提出してください。

Q 3 仕送りの送金をしておらず、手渡しをしているので送金証明を提出できないときは？

A 3 扶養から削除となります。
被保険者が別居の被扶養者について、生計維持関係を継続しているかどうかを審査するため、毎月必ず送金していることが必要となります。そのため、記録の残らない手渡しは認めておりません。

Q 4 7月～9月（支払月）の給与明細が紛失等で揃わないときは？

A 4 （1）給与明細が1ヶ月分だけでもある場合
不足月の「支払証明書」を勤務先で出してもらうか「通帳の写し（名前の記載部分と金額部分）」を提出してください。

(2) 給与明細が3ヶ月分全てない場合

「支払証明書」を勤務先で出してもらるか「通帳の写し（名前の記載部分と金額部分）」を提出してください。

(3) 働き始めたばかりで給与明細がない場合

「見込証明書」または1ヶ月の収入金額の推測ができる「雇用契約書の写し」を提出してください。

※「支払証明書」は任意形式となりますが、「給与支払（見込）証明書」の書式（サンプル）はホームページよりダウンロード可能です。

Q 5 7月～9月（支払月）に一時的に収入が増え、認定基準額を超えているときは？

A 5 令和2年1月以降の給与明細の写しを7月～9月の給与明細と一緒に提出してください。

Q 6 海外にいる家族について、どのような証明が必要か？

A 6 国内居住要件の例外に該当する方は該当事由により下記の書類を添付してください。

(1) 外国において留学をする学生

⇒ビザおよび学生証の写し・在学証明書

(2) 外国に赴任する被保険者に同行する方

⇒ビザおよび海外赴任辞令の写し

(3) 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方

⇒ビザおよびボランティア派遣機関の証明書、参加同意書の写し